

京都市上下水道企業管理規程第10号

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定下水道工事業者規程の一部を次のように改正する。

附則中第2項及び第3項を次のように改める。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 京北町の区域の編入の際現に旧京北町下水道排水設備指定工事業者規則(以下「旧町規則」という。)第3条の規定により指定されている者は、第2条第1項の規定により京都市指定下水道工事業者として指定されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前の旧町規則第7条の規定による指定の有効期間は、第5条の規定による指定の有効期間とみなす。  
附則に次の3項を加える。
- 4 施行日前に旧町規則の規定により旧町に対してなされている申請、届出その他の行為は、この規程の相当規定によってなされたものとみなす。
- 5 施行日前に旧町規則の規定により旧町がした取消しその他の処分は、この規程の相当規定によってしたものとみなす。
- 6 施行日前にした旧町規則に違反する行為に対する処分の適用については、施行日以後も旧町規則の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)